

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第4日）

議事日程 令和7年3月17日（月曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

1) 議案第 9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、
総務文教委員会所管分

2) 議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、
総務文教委員会所管分

第 3 閉 会

出席委員（7名）

齋 藤 万紀子	委員（委員長）	田 口 さとる	委員（副委員長）
小 林 誠 弥	委員	小野田 和 男	委員
増 田 敏 雄	委員	野 中 一 城	委員
島 村 勉	委員		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

栗 原 繁	総 務 部 長	橋 本 華 子	市民生活課長
野 口 武 士	課長補佐兼 市民係長	島 村 信 久	企画財務部長
佐 藤 将 史	財 政 課 長	五月女 和 則	税 務 課 長
高 橋 あ い	財 政 係 長	福 地 光 宏	経済環境部長
今 成 義 暢	商 工 課 長	出 井 昭 悟	観光プロモーション課長

小林 良	商工振興係長	秋本 悟	課長補佐兼観光 ブランド係長
橋本 良典	学校教育部長	米花 竜二	教育総務課長
亀村 陽子	学校教育課参事	平川 雅章	総務係長
新井 和典	生涯学習部長	佐藤 友美代	生涯学習課長
根岸 剛	スポーツ振興 課長	阿久津 豊	図書館長兼 郷土資料館長
前澤 有佑	生涯学習係長	高見 直輝	スポーツ振興 係長

事務局出席者

原田 誠	書記	久保田 綾乃	書記
------	----	--------	----

午前 9時30分 開 会

○齋藤万紀子委員長 では、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第9号 教育総務課所管部分について、教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課長の米花でございます。よろしくお願いたします。

同席している職員を紹介いたします。

教育総務課総務係長の平川です。どうぞよろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）、第10款教育費について説明いたします。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、小学校施設建設事業のうち12節委託料、須影小学校校舎長寿命化改修工事実施設計業務委託料1,652万円につきましては、令和6年度に実施しました基本検討業務の結果を基に須影小学校校舎1号館及び2号館について長寿命化改修工事を行うための実施設計を行うものです。

財源は、地方債の須影小学校校舎長寿命化改修事業債として1,480万円、残りは一般財源となります。

次に、14節工事請負費、井泉小（羽生東小）小学校屋内運動場内壁面改修工事請負費912万9,000円は、現在の井泉小学校の体育館の内壁の損傷等を改修するための工事を行うものです。

財源は地方債の井泉小（羽生東小）屋内運動場内壁面改修事業債が820万円、残りは一般財源となります。

次に、川俣小学校屋内運動場照明器具LED化工事請負費1,497万円、あわせまして羽生南小学校屋内運動場照明器具LED化工事請負費1,676万円は、省エネ、脱炭素対策のため体育館のアリーナ部分及びステージ部分の照明をLED化するための工事を実施するものです。

財源としまして、国の学校施設環境改善交付金が合わせて798万円、地方債の小学

校屋内運動場照明器具LED化事業債が2,360万円、残りが一般財源となります。

次に、川俣小学校受水槽改修工事請負費3,561万円は、経年劣化しております川俣小学校の受水槽及び給水ポンプ等を改修するための工事を行うものです。財源は一般財源のみとなります。

ページが替わります。

小学校特別教室等空調機設置工事請負費2億4,628万1,000円は、羽生東小学校を除く小学校8校において理科室、音楽室等の特別教室全46室に空調機全83台を設置する工事を行うものです。

財源として、国の学校施設環境改善交付金が4,516万9,000円、地方債の小学校特別教室等空調機設置事業債2億110万円、残りは一般財源となります。

なお、以上6事業全てについて全額を繰越明許とし令和7年度に繰り越します。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**斎藤万紀子委員長** では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○**田口さとる委員** 川俣小の受水槽改修工事について、もっと詳しくお聞きしたいのですが、ここ数年、何ちゃら菌、大腸菌とかがチョロチョロ、影響ない程度なのですが、それでも出ているという、それで腸炎とか夏休み中ちょっと水道流しっ放しにしたりとかそういったことをやったようなのですが、この工事によって、今後はどのように改善されるのでしょうか。

もう受水槽自体を全部入れ替えてしまう感じなんですかね、それとも何か中身をクリーニングしたりとか、そういうのでは対応できなかったのかということをお聞きします。

○**斎藤万紀子委員長** 教育総務課長。

○**米花竜二教育総務課長** 川俣小学校の受水槽については、当初設置から改修等は行っておりませんので今回初めてということになります。工事内容については、委員おっしゃるとおり全ての受水槽ごと交換、ポンプも交換ということになります。

昨年、夏場におきまして川俣小学校のほうで大腸菌が出るというような検査結果ということで、一時的に給水車を出すというようなことがございましたが、細かい原因というのは追求してきたとかではございませんが、専門的な業者からの指摘によりますと、

夏場暑い時期に水が滞留していて温度が上がることで大腸菌が繁殖する可能性があるということで、対策としましてなるべく中に水が残らないようにということで対策のほうをさせていただいたところでございます。

これは児童数が減少したことが一番大きな要因と考えられます。今回受水槽の改修に当たりましては、従来21立方メートルありました容量を14立方メートルまで、33%減少させます。これによりまして中に滞留する水の量を調整することができますので、また施設も新しくなるということから、大腸菌等そういった雑菌の繁殖が抑えられるものと考えております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 もちろん児童数減ったのは間違いないのですけれども、例えば夏場、夏休みに前はプールとかで結構学校施設を使うことも多かったし、プールとかで水が出ることも多かったというのもあったと思うのですよね。そういったことがちょっと行われなくなったことも一つの要因にはなるのではないかなと思ったのですけれども、だからといってあそこができてもう多分40年ですかね、40年ぐらいたつと思うので、そういった老朽化もやむを得ないとは思いますが、今回受水槽を替えることによって受水槽自体の寿命というのはどのぐらいで考えていらっしゃるのですかね。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 受水槽の耐用年数というところは、ちょっと今現在把握していないところではありますが、今まで40年間使ってきていて、支障というか大腸菌等の検査、発生したというのはここ一、二年のことでございます。

規模からいっても何も、常に清掃業務ですとか点検業務というのは行なっておりますので、20年ぐらいは普通にいけば問題なく稼働するものというふうに考えております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほういかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 屋内運動場の、これは体育館だと思うのですけれども、相当の照明器具をLED化するので、川俣小と羽生南小でそれぞれやるとのことでした。

これ金額が違うのですけれども、やはりそれは体育館の規模、大きさの違いということになるのですかね。となると、大体どのくらい広さ的にもしくはLEDの本数的に差

があるのかということと、羽生南小と川俣小で違いがあるのかということをお教えいただけますか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 川俣小学校におけるLED化の改修箇所数でございますが、アリーナ部が26台、ステージ部が6台でございます。対しまして、羽生南小学校の照明器具の改修箇所はアリーナ部が30台、ステージ部が7台でございます。アリーナ部が5台、ステージ部は1台、やはり羽生南小のほうが多いというような状況でございます。以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 今ざっと計算すると37台、羽生南小の場合は37台で川俣小が31台。LEDを交換するとやはり1,500万円とかそういう規模の工事になるのは、やはりついている場所もすごい高いところにあるので、当然工賃が高いのはやむを得ないのですけれども、大体の工事の内訳、明細教えていただけますか。もし分かるようでしたら。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 入札前ですので、細かいところはまだ申し上げられないところではあります。大体照明器具で羽生南小学校ですけれども、大体照明器具のほうの設置工事で650万円くらい。落下防止等のネット改修等も含めまして300万円くらいが出ているというような状況になります。これに諸経費と消費税等が入ってくるという状況です。

○田口さとる委員 もう一度、その300万円のところ教えてもらっていいですか。

○米花竜二教育総務課長 足場とあと体育館は上にもネットが落下防止で張ってありますので、それを一旦外さないとランプ交換できないものですから、そのネット改修工事を含めて300万円くらいというところなんです。

○田口さとる委員 300万円と諸経費で大体プラス500万円くらいですか。

○米花竜二教育総務課長 あまり細かいことは入札前ですので、細かく教えられなくて大変申し訳ないです。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 大体、川俣小と比率として似たような感じだとか、ざっくり減らすと600万円、器具で600万円、ネットの足場で250万円とかそんな感じなので

すか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 積算上は単価に直せば、それほど大きく変わるものではございません。

○田口さとる委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

増田委員。

○増田敏雄委員 井泉小学校の屋内運動場内壁面改修工事なのですけれども、私は見たことないのですけれども、よく見る方によると壁が穴だらけだというふうな形のことを言われるのですけれども、穴が空いているのですか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 かなり穴が空いております。いろいろな要因はあるかと思うのですが、ボールを強くぶつけてしまったり、子どもたちがぶつかってしまったりということがありますので、そういった穴がかなり目立つというような状況になっているのは事実でございます。

○齋藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 不注意でなら別にいいですけれども、故意にやったとしたらどうですか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 実際に穴の空いた現場を確認しているわけではないので、一概には言えませんが、通常使っている範囲ですので、故意的に何かやったというよりは不可抗力によって損傷したのではないかと考えています。

○増田敏雄委員 はい、了解しました。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

島村委員。

○島村 勉委員 川俣小学校の受水槽なのですけれども、これから高温になる可能性があると思うのですけれども、その10年ぐらい目標ということでやっているわけじゃないですか。その後どのように使うか、使えるのか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 川俣小学校の再編成の話に係るのかと思います。現在、再編成については、審議会からの答申待ちという状況でございますが、協議している内容では、

羽生北小学校との再編成によって川俣小学校は閉校ということで、今協議がされているところです。

その後の活用方法については、まだ具体的に定まっておられません。少なくとも避難所としての機能は残るだろうということがありますので、やはり水というインフラですので、仮にその閉校が見えるというところがあったとしても、やはり安全・安心を考えますと今回改修が必要ということで判断したところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 40年ぐらい今までもっていたということなので、これはでは避難所としてずっと使う、20年ぐらい使っている予定もある可能性があるということで、今回ここで大きくお金を使うということでいいですか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 川俣小学校の受水槽自体が、先ほど申しあげました設置から改修、大きな改修等はせずにきておりますので、今後例えば5年とか小学校が残るという前提を含めましても、やはり改修が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

その後、どれくらいの期間避難所で維持されるのか、これは今後の跡地利用というところが含まれてきますので、一概に、20年を見込んでというわけでは、そこはないというところになります。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、例えば大腸菌どうのこうのとかいろいろな理由があったわけですが、それは往々にして新しくしなければいけないのか、それなりのいろいろな検討、これからさっき言った統合とかある考えを持ちながらやったということですか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 2点、ちょっと分けさせていただいて、現在の受水槽の状況ですけれども、やはりかなり劣化が進んでいるというところと通常、受水のポンプというのは2台設置されておりまして、それが交互に動くことでリスクヘッジを行うというような施設でございますが、川俣小学校は現在1台のポンプが故障中ということになりますので、1台残っているのが一生懸命頑張って水を送り出しているという状況がござい

ます。そのため通常の2台体制に早めに戻さなければいけないという状況がまずあるというところでございます。

次に、川俣小学校の再編成の時期については、まだ確定されているところではないですが、審議会の中での話ですと令和11年度を目途に進めていったらどうでしょうということで、現在協議が進められているところでございます。

そうしますと、今から約4年、5年後ということになりますので、その間、児童は登校してそこで学校生活を送りますので、その安全・安心確保のためにも、今回受水槽を改修したらいいだろうという判断でございます。

これについては、もう以前、もう少し前の段階から改修工事は実施したいというふうに検討していたところですが、今回、補正予算の内容ということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それはよく分かるのですけれども、さっき言ったように令和10年か令和11年ということなので、ウオーターポンプはもちろん故障しては困るから取り替えるとかはある程度やむを得ないと思うし、その受水槽自体は清掃とかいろいろな方法があるわけだと思うのですよね。補修でもね。その辺見極めながらやるべきかなとは思うのですけれども、いかがですか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 おっしゃるとおり、例えばその5年間を清掃を一生懸命やるですとか、ポンプだけの工事をしてしのぐですとか、いろいろな方法はあるのかと思います。

ポンプにつきましては、やはりもう1台どうしても出さなければいけないという現状があるというのと、子どもたちがまだ5年、6年は通っていくと、その間にもポンプ等が止まるようなことがあると大変影響が大きいというのがございます。

受水槽自体もかなりもう外部から見ても劣化が進んでいるという状況でございます。学校自体の使用と今後の跡地利用、どれぐらい川俣小学校が避難所として残れるのか、もしくはその後から何か利活用、その校舎自体をそのまま利活用したいというような申出があって、そういった活用をする際に水が使えないということだと、そういった需要を取りこぼすという可能性もありますので、総合的なところで勘案しまして、今回全

面的な改修をしたほうがよいのではないかと判断したところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかの質疑のほういかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 すみません、小学校特別教室空調機の設置についてなのですが、83台設置するという事なのですが、まずは羽生東小学校を除いた学校を設置しているという事なのですが、基本的には冬休みとか夏休み使ってやると思うのですが、どのような学校の順番でやっていくのかと、あとは83台設置して、設置率を最後教えてください。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回この工事については、予定では入札を2つに分けて実施をと考えているところでございます。実際に予算化されて入札後に工事着工となりますと、今年の夏にはちょっと間に合わないかなというところでございます。もちろん夏休み、冬休み、あと土日等を含めまして工事を進めていく予定でございます。

設置率につきましては実際に授業で使う部屋については、これで小学校特別教室は設置率100%になるというところになります。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 分かりました。一応、どういう学校、一気に全部やっていくわけではなくて、順番があると思うのですが、ちょっと学校の順番を教えてください。

工事する進め方を教えてください。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 現段階においては、どの学校から順番にというところがまだ決まっていないという状況になります。実際に業者さんが決定した後に、一気に2校、3校同時に進めるというのは恐らく困難かと思いますので、協議をしながら工期までに順番に設置して行って、全て工期までに工事が終わるようにということでお願いしたいと考えております。

○野中一城委員 分かりました。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

いいですか。

○田口さとる副委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 すみません、同じく壁面についてなのですけれども、こちらのスケジュール、子どもたちへの影響など考えられる影響についてお願いします。

○田口さとる副委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 壁面、井泉小も羽生東小学校の屋内運動場内壁面の工事については、日程では夏休み期間中を活用しまして改修を実施しようとする予定です。この期間は一般的な貸出しはやめるということにはなりますが、授業自体には大きな影響がないものと考えております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員 ありがとうございます。了解しました。

○田口さとる副委員長 いいですか。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう。

島村委員。

○島村 勉委員 先ほどの空調なのですけれども、1機当たり279万円ぐらいかかるのですけれども、そんなにかかるのですか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 正直、個人的な感想でいきますとやはりちょっと高いかなというところがあります。今後、実際に発注していく際にはもう一度精査が必要かなとは考えております。

その一方で、令和3年度に中学校の特別教室にエアコン設置したときが大体180万円から190万円ぐらいというところで、前回委員会でさせていただいたところですが、それに比べるとやはり1.4倍ぐらいにはなってしまうというところがございます。

ただ、この令和3年度から令和7年度にかけての各資材の物価上昇ですとか人件費上昇を考えますと、その面では、単純には比較できないですが、これぐらい高くなっていくのもやむを得ないところなのかなというふうな印象を持っているところです。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 競争というか、原理をぜひ活用しながら、やはり幾ら物価が上がっているとしても、ちょっと高過ぎると思うの。その前のときもそうですけれどもね。それよ

りもいろいろな意味で本当にちゃんと精査しているのかなというのが、設計自体もすごい高い値段で設計、前にも言ったと思うのですけれども、同じもの、同じ部屋、同じような大した変わりがないような設計もだし、性能もそう、設置もそう、やはりそういうものを簡単にできるようなところは、何ていうか設計単価も下げるような何ていうかな技術力を持ちながら交渉をしてほしいと思うのですけれども。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 おっしゃるとおり、今回、金額としてはかなり総額では高いという状況かと思えます。実際の活用に当たっては、まちづくり政策課と協議しながら、どうにか抑えられる部分がないか、もう一度確認しまして、限られた財源、貴重な財源でございますので、可能な限り節約しながら進められていければいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時56分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号 学校教育課所管部分、給食センター分について、学校教育課参事兼給食センター長に説明を求めます。

学校教育課参事兼給食センター長。

○亀村陽子学校教育課参事兼給食センター長 学校教育課参事、学校教育課参事兼給食センター所長の亀村です。どうぞよろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち学校給食センター所管部分についてご説明申し上げます。

別冊5、羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書14ページ下段となります。
学校給食施設一般経費をご覧ください。

補正予算の概要を申し上げます。

安全・安心な学校給食の安定的な提供のため、施設設備及び厨房機器等について計画的な更新を実施するものです。また、一般財源により補填していた令和6年度学校給食食材費の物価高騰分に対し物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金425万9,000円を充当し、財源組み替えを行うものでございます。

では、10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食施設費、学校給食施設一般経費、10節需用費、消耗品費2,261万6,000円について申し上げます。

こちらはランチ皿4,000枚、お椀、飯椀、汁椀用8,000枚の食器購入経費で
ございます。

次に、12節委託費、給食センター照明器具LED化工事実施設計業務委託料153万円は、施設内照明施設の老朽化、水銀灯の製造禁止を受け、調理場、洗浄室など照明器具LED化に伴う実施設計業務の経費でございます。

次に、14節工事請負費4,682万円は、3つの設備工事に係る経費でございます。

1つ目は、食器洗浄機（西側）更新工事、3,711万8,000円でございます。
平成17年度に更新し20年が経過しており、昨年度からコンベアベルトの摩耗、洗浄ポンプの劣化などによる緊急修繕が頻発していたことから、洗浄機を更新する工事の経費となっております。

続いて、15ページになります。2つ目は、自動軟化器更新及びボイラー室配管工事548万9,000円でございます。給食センター開設当初から設置されている軟水を生成する自動軟化器、そして2号機ボイラーの配管部分等を更新する工事の経費となっております。

3つ目は、排水処理場ポンプ更新工事421万3,000円でございます。平成21年度に更新し15年が経過しており、既設ポンプの劣化等が確認されたため調整ポンプ1基、源水ポンプ2基を更新する工事の経費となっております。

次に、17節備品購入費、庁用器具費138万5,000円は配送用コンテナ、移動用シンク、台はかりなどの調理器具等を購入する経費でございます。

なお、以上の財源につきましては、公教施設修繕引当基金1,000万円、一般財源6,235万1,000円を充てるものであり、これらの補正額は令和7年度に繰越明

許費として繰り越し予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 食器洗浄機のところなのですが、西側とあるので東側もきっとあると思うのですが、西側、東側仮にあるとして、それぞれどのくらい経年がたっているのでしょうか。更新してどのくらいの期間が寿命というのですか、そのくらいを予定しているのかということをお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課参事兼給食センター長。

○亀村陽子学校教育課参事兼給食センター長 議員おっしゃるとおり、センターでの食器洗浄機は2台ございます。そして、西側、東側とございまして、現在東側の食器洗浄機は平成25年度に更新し、現在12年が経過しております。また、先ほども申し上げたとおり西側については平成17年度に更新されておまして、もう既に20年経過している状況になっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 大体洗浄機の寿命、20年ぐらいということ考えているという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課参事兼給食センター長。

○亀村陽子学校教育課参事兼給食センター長 あらゆるメーカーのほうに確認しましたところ、大体食器洗浄機の耐用年数は15年から20年程度ということになっております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

田口委員。

○田口さとる委員 同じように食器購入ということで、今回ランチ皿4,000枚、お椀8,000枚ということなのですが、今までのランチ皿というのはどのくらい使っていたものなのでしょうかということをお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課参事兼給食センター長。

○亀村陽子学校教育課参事兼給食センター長 現在使用しております食器なのですが、

まずランチ皿につきましては平成30年度、2018年に購入いたしまして、材質はポリプロピレンとなっております。こちら耐用年数が3から5年のかなり短いものになっておりまして、もう既に7年経過している状況です。

そして、また、ボウルにつきましては、お椀ですね、これにつきましては、平成21年度2009年に購入しております。こちら材質はポリプロピレンではなくて、ペン樹脂というものになります。こちらはポリプロピレンと比較し、耐用性が長いものになっておりまして、耐用年数は8から10年になります。こちらは16年経過しております。今回は、このペン樹脂、長持ちをする材質ということで全てを交換する予定となっております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 質疑のほうよろしいでしょうか。では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時07分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、生涯学習課所管部分について、生涯学習課長に説明を求めます。

生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 おはようございます。

生涯学習課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席している職員を紹介いたします。

生涯学習係長の前澤でございます。

○前澤有佑生涯学習係長 前澤です。よろしくお願いいたします。

○佐藤友美代生涯学習課長 それでは、恐縮ですが着座にて説明をさせていただきます。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、生涯学習課所管部分についてご説明申し上げます。

別冊 5、補正予算説明書 14 ページの説明欄上段、公民館一般経費 2、195 万 7,000 円でございます。

まず、10 節需用費修繕料 1,000 万円につきましては、中央公民館のエレベーターを修繕するものです。

設置から 42 年経過し老朽化していることから、運転装置やセンサーなど主に制御システム機器を中心に交換することにより、利用者が安全に、そして安心して利用できる環境を整備するものです。スケジュールとしましては、令和 7 年度内に完了の予定です。

次に、14 節工事請負費、地区グラウンド施設整備工事請負費 1,195 万 7,000 円につきましては、各地区グラウンドに設置された夜間照明施設を撤去するものです。市内の夜間照明施設の多くが設置から 40 年以上経過し老朽化していることから、令和 7 年度及び令和 8 年度の 2 か年で 9 か所の照明施設を全て撤去し、集約した上で新たに 2 か所の LED 照明施設を設置する計画でございます。

令和 7 年度は下半期に 5 か所の夜間照明施設を撤去する予定です。

なお、両事業とも事業期間が令和 7 年度にまたがることから、併せて繰越明許の補正を行わせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 スケジュール的には、上新郷、下新郷、川俣、井泉は来年の下半期に撤去予定というので、この 4 地区に関しては少なくとも今年いっぱい使えるという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 おっしゃるとおり、令和 8 年度に撤去する 4 地区の施設につきましては、令和 7 年度中は使用ができます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 すみません、ちょっと繰越分の理解があまりできていないのが申し訳ないので、ちょっと教えていただきたいのですけれども、今回予算で上がっているのは千百九十五、六万ということで、これは今年の下半期、来年の下半期分を含めた全撤去

のための費用という理解でよろしいのでしょうか。それとも来年もまたこの補助にて上がってくるのでしょうか。すみません、教えていただければと思います。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 今回補正予算で上げさせていただきました1, 195万7, 000円は令和7年度に撤去する5か所分の撤去費用でございます。

予定としまして、先ほども申し上げましたが、令和8年度にも残り4か所の撤去の予定がございますので、そちらに関しましては令和8年度に向けて予算を要求させていただきます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 仮定の話。残す、残すというか3か所は残るわけですし、それを維持を考えた場合のざっくり向こう2年間にかかる費用というのは何となく算出したりはしたのでしょうか。その要するに、これ残すのと壊すのとでどのくらいコスト的には下がるのかということを知る範囲で教えていただけたらと思います。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 以前、一般質問をいただいたときに答弁させていただいておりますが、9か所全てを維持管理するための、当時積算した数字になりますが、電気料が年間で約130万円かかっております。9か所といたしましても、半分近くは年間通して夜間の使用がゼロ件というところも実際ございますので、これを9か所そのまま年間130万円の電気料がかかる中で残していくよりは、やはりその利用状況を鑑みて集約化が必要だろうというところでございます。

集約させたときにLED化になりますけれども、そのときには消費電力が7割削減されるという説明を受けております。当然、基本料金はかかってきますけれども、消費する電力のところが7割削減されるというところに期待をしているところでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 今の水銀灯のままではもちろん駄目でしょうし、仮にそれを直すとして、ざっくり幾らぐらい年間かかってくるのかなというのを知りたかったのですけれども、まあ仮定の話なので、この辺で大丈夫です。

あと、1点気になるのが、中央公園の自由広場なんですけれども、あそこというのは

地区の管理になるのかな。あそこの照明って多分変わったと思うのですけれども、照明にかかっているネット部分がかかなり溶けてしまっているんですよね。LEDってあまり発熱しないはずなのですが、どうしてあんなっているのかというのを、もし分かるようでしたご説明をお願いしたいのですけれども。

○斎藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 ご質問の羽生中央公園の自由広場につきましては、所管課が建設課になるところでございまして、申し訳ございません。把握はしておりません。

以上です。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、図書館、郷土資料館所管部分について、図書館長兼郷土資料館長に説明を求めます。

図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津 豊図書館長兼郷土資料館長 図書館長兼郷土資料館長の阿久津でございます。

よろしくお願いたします。

大変恐縮ではございますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算のうち図書館所管部分についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、別冊5の一般会計補正予算説明書14ページでございます。

図書館一般経費、10節需用費、図書館・郷土資料館エレベーター修繕事業でございます。1,959万3,000円は、図書館・郷土資料館エレベーターの修繕でございます。

ます。設置後約40年を経過し、製造元による一部保安部品の提供終了が判明している乗用エレベーターと小荷物用、書籍を運搬するエレベーター2台の修繕でございます。

続きまして、12節委託料、図書館・郷土資料館外壁調査事業でございます。47万3,000円は、図書館・郷土資料館外壁調査業務委託料でございます。建築基準法第12条で定められている外壁打診調査を行うものでございます。いずれの事業も老朽化した施設、設備の計画的な修繕を実施し、利用環境の維持と建物の延命化を図り、利用環境の整備、充実、利用者の安全を確保するものでございます。

なお、全額を繰越明許費として令和7年度に繰越しをいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 外壁調査についてお聞きします。

10年に一度の外壁打診調査ということなのですが、これはあそこの壁がいわゆる赤レンガでおしゃれな壁になっているのですが、その構造ゆえに10年に一度を求められるのか、それともあれが仮にコンクリートとか、朴訥な壁だったとしてもやはり同じように打診調査というものはするものなのかということをお教えいただけますか。

○齋藤万紀子委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 外壁打診調査等調査ということで、平成20年4月以降に竣工した外壁、または外壁修繕から10年を経過した建物は打診による調査をせよとの方針が出ております。

それに伴いまして、図書館・郷土資料館の建物、その中に調査対象ということで、外壁等の落下により歩行者に危害を加えるおそれのある部分と注釈がございます。したがって、人が入れないところは検査のほうは見送りまして、予算の圧縮化に努めてございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ということは、レンガとか構造上のものにかかわらず、外壁調査があるという理解でよろしいのでしょうか。というのと、あと、大体どうなんでしょう、外

壁の寿命というのですか、耐用年数ですか、そういうのはどのくらいでお考えなのでしょうかということをお聞きします。

○齋藤万紀子委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 既存建物等における外壁タイル等の落下防止対策ということでございますので、タイルの部分ということでございます。

それとももちろん外壁に関しましても、私どもで目視の検査というのは行っておりますが、今回調査対象となる部分にタイルの割れですとか剥がれですとか、そういったものは見受けられなくなっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 耐用年数についてはどのくらいで。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 耐用年数については、一応鉄筋コンクリートですので、調査は一応10年単位となっておりますが、建物自体は鉄筋コンクリートですので、耐用年数、それは建物です、ごめんなさい、失礼しました。一応、タイルのほうは10年ごとの検査ということでございます。

今のところ、約40年経過してございますが、今のところ目視での調査では破損等は見受けられません。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、スポーツ振興課所管部分について、スポーツ振興課長に説明を求めます。
スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の根岸でございます。よろしくお願いいたしますします。

同席している職員をご紹介します。

スポーツ振興係長の高見です。

○高見直輝スポーツ振興係長 高見です。よろしくお願いいたしますします。

○根岸 剛スポーツ振興課長 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうちスポーツ振興課所管部分についてご説明申し上げます。

ページは今までと同様、別冊5、補正予算説明書の14ページ中段になります。

保健体育施設一般経費763万6,000円のうち、まず12節委託料、市体育館空調設備設置調査業務委託料636万円につきましては、気温上昇に伴い、夏季にスポーツ、レクリエーション活動を行う環境を整備するため、市体育館へ空調設備の設置を検討するための調査を実施するものです。

続きまして、14節工事請負費、多目的室エアコン交換工事請負費127万6,000円につきましては、市体育館内多目的室のエアコンが老朽化により故障しており、利用環境を整えるため交換工事を実施するものです。

なお、両事業とも事業期間が令和7年度にまたがることから併せて繰越明許の補正を行わせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたしますします。

○斎藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑のほうはいかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとの委員 体育館空調設備調査業務ということなのですが、具体的に調査業務とはどのようなことをするのでしょうか。詳しく教えていただけますか。

○斎藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 今回の調査業務につきましては、工事の設計をする前の段階の調査ということで、施設の状態、施設の劣化具合ですとか断熱性、気密性、それから空調設備の方式や種類とか、どういう空調が市の体育館に合っているのか、もしくは何種類ぐらいの選択肢をもって設置が可能なのかということ、それから概算のコストを

出していくための調査ということで、予定をさせていただいております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 具体的にそういった調査業務をする会社さんというのは、どういったところになるのですか。建設会社とか内装会社とかそういうところなのでしょうか。予想されるところをちょっと教えていただけますか。

○齋藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 こちら、今回の予想がされる業者としましては、建築業者等ではなくて、いわゆる設計事務所と言われるところに委託をしていくような形になると考えております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

質疑のほうはよろしいでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 委託料とはどういうふうに計算されるものなのでしょうか。例えば、今回体育館で636万円、ではほかの施設だったら幾らとか、どういったものを基準に今回の積算、計算というのはされるのかというのをちょっと教えていただきたいのと、あとは類似施設、例えばちょっと同じかどうか分からないですけども、小学校、中学校にもし体育館エアコンつける場合であったら、例えばよその自治体は幾らぐらいかかっているとかというのはちょっと調べているのでしょうか、ということ、ちょっと比較のところを教えてください。

○齋藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 まず、積算のほうでございます。

こちらにつきましては、まちづくり部に専門的な知識ということで執行依頼をしております、ただその中で積算根拠といたしましては、官庁施設の設計業務等積算基準というのがあるということでお伺いしてまして、その国の基準に基づき算出をさせていただいているものでございます。

続きまして、類似施設につきましては、小・中学校の体育館ですと、ちょっと規模が違うものですから、小・中学校の体育館等の比較ではなくて、近隣市町ですね、先行事例として設置をされている近隣市町の状況を確認をさせていただいて、近隣ですと鴻巣

市ですとか、行田市の状況は確認をさせていただいております。

以上です。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 開議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、財政課所管部分について、歳入から第3条まで、合わせて財政課長に説明を求めます。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

財政課財政係長の高橋でございます。

○高橋あい財政係長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）の歳入のうち、財政課所管分と市債につきましてご説明させていただきます。

別冊5の補正予算書の8ページになります。

まず、第10款地方交付税になります。普通交付税を2億4,239万8,000円計上するものです。

これは令和6年度の国補正予算が昨年12月17日に成立したことに伴い、令和6年度の普通交付税の追加交付を受けたものでございます。

次に、第14款国庫支出金における物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金8,749万9,000円になります。

これにつきましても、普通交付税の増額と同じく昨年12月に国補正予算が成立したことに伴い、羽生市へ示された推奨事業メニュー分の交付限度額1億749万9,000円のうち8,749万9,000円を令和6年度の補正予算に計上したものでございます。この8,749万9,000円につきましては、生活者支援として水道料の減免、フードパントリー支援など、事業者支援としてカメムシの防除、節電設備支援など計6事業の財源に予算充当いたしております。なお、残りの2,000万円については、学校給食費の無償化5月の実施分及び令和7年度通年で実施する給食費据え置き財源として、令和7年度当初予算に計上させていただいております。

次に、第18款繰入金における公共施設修繕引当基金繰入金1,000万円になります。

これは給食センターにおける食器洗浄機更新工事請負費3,711万8,000円の財源の一部として充当いたしました。なお、繰入れ後の公教施設修繕引当基金の令和6年度末の残高見込みは5億6,111万円となります。

次に、第19款繰越金における前年度繰越金275万5,000円になります。これは前年度決算において生じた繰越金を特定財源等の充当差額分として繰り入れるものでございます。

次に、第21款市債、2億9,740万円の増額になります。第2目衛生費、第6目教育費、第8目民生費における公共施設LED化事業債、合わせて2,560万円につきましては、保健センター、羽生南小及び川俣小体育館、もくせいの里老人憩いの家の照明LED化工事の財源の一部として充当いたします。現在、LED照明導入のための改修事業は、令和7年度までの時限措置として国が進める脱炭素化推進事業の対象となっており、今年度の元利償還金に対しても地方交付税措置が見込まれております。

第4目土木費における道路整備事業債4,770万円については、地区要望の道路舗装工事の財源の一部として充当いたします。

第6目教育債では、須影小学校の長寿命化改修設計、井泉小の体育館の内壁面改修工事、小学校の特別教室等の空調機設置の財源の一部として、2億2,410万円を計上いたしました。なお、この3事業については、国が進める教育施設の長寿命化、集約化、複合化、また空調機設置の対象となっており、今年度の元利償還金に対しての地方交付税措置が見込まれるものでございます。

7ページに移らせていただきます。

第3表地方債補正につきましてご説明いたします。

まず、地方債補正につきましては、先ほどご説明させていただきました市債の歳入補正と同様の理由によるものです。まず、変更につきましては、道路整備事業債の限度額を7,670万円に、利率の上限を3.5%以内に変更するものです。また、追加につきましては、新たに須影小学校長寿命化改修事業債に1,480万円、井泉小学校屋内運動場内壁面改修事業債に820万円、小学校特別教室等空調機設置事業債に2億110万円、小学校屋内運動場照明器具LED化事業債に2,360万円、公共施設LED化事業債に200万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

増田委員。

○増田敏雄委員 7ページの先ほど、今説明いただきました地方債の補正のところなのですけれども、利率が3.0%以内から3.5%以内ということに変更になっているのですけれども、元々は3点とか物すごい高い数字のような気がするのですけれども、通常銀行でこれは1%台がせいぜいだと思うのですけれども、ちょっと説明をよろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 利率につきましては、まずもともと3%というのも、少し高めにあったような状況でございます。令和6年度債で一番高いかなというふうに、ちょっと今の段階で見込んでいるものとしましては、3月末に国から借りる予定になっている臨時財政対策債が今のところ約1.4%で想定のほうをしているところでございます。ただ、ちょっと今現在、金利につきましては、やはりちょっと世間で言われているとおりに、実際にちょっと上昇傾向というふうに私どものほうも捉えております。近隣の市町村でもどのような感じにしているのだろうかというところは、ちょっと令和7年度の予算立てするのに当たって、ちょっと近隣状況とかも実はちょっと調べてみたところ、うちはちょっと今回3.5%という形で引き上げさせてもらったのですが、ほかの市となると、結構5%まで引き上げているところも結構多くなっております。

なので、ちょっと3.5%はちょっと高く感じるころはちょっとあるのですが、情報としては、そんなに議案として出す分にはちょっと常識知らずなのではないという

ところまでは、ギリいかなのかなというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 以内ですからね。以内ですから、結果的に2%で収めれば、以内ですねということになるのですけれども、ちょっと高過ぎるような気がしてお伺いしました。了解しました。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○齋藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時53分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）別冊5のうち本委員会付託部分を議題といたします。

市民生活課所管部分について、市民生活課長に説明を求めます。

市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 市民生活課の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

本日、同席しております職員を紹介いたします。

課長補佐兼市民係長の野口でございます。

○野口武士課長補佐兼市民係長 よろしくお願ひします。

○橋本華子市民生活課長 よろしくお願ひいたします。

では、恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは、議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち市民生活課所管分につきましてご説明申し上げます。

では、タブレット端末に表示いたしました別冊5、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書24ページ上段の上から2つ目の◎戸籍住民基本台帳一般経費286万9,000円は戸籍振り仮名確認通知書作成等業務でございます。本案は、改正戸籍法が施行されることに伴い、戸籍や戸籍の附票、住民票の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることとなります。このことを受け、羽生市に本籍を持つ筆頭者等へ現在住民基本台帳地区において便宜上保有している仮の振り仮名情報と異なっていないかを確認していただくための仮の振り仮名通知情報を作成し、確認通知書の印刷、発送するための事業費でございます。

羽生市に本籍を置かれている方の本籍数、令和6年11月1日現在で2万2,195件、本籍人口は5万2,621人となっております。確認通知書は圧着式のはがきにて、戸籍単位で発送される予定です。

例えば同じ戸籍に記載されている方が4人、4人が同じ住所にお住まいの場合には、4人分の仮の振り仮名が記載された確認通知書が住所地に届くこととなります。また、同じ戸籍に別の住所にお住まいの方がいる場合には、住所地ごとに届くこととなりますので、確認通知書の件数につきましては、戸籍数の約1.5倍の3万3,400件を想定しております。

また、改正戸籍法の施行日が令和7年5月26日であるため、施行日以降速やかに発送業務が進められるよう3月補正に計上させていただきました。

なお、この財源につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金10分の10が充当されます。

ただいま申し上げた業務につきましては、年度内に業務が完了することが困難なことから、併せて繰越明許を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 質疑のほうはいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、観光プロモーション課所管部分について、観光プロモーション課長に説明を求めます。

観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 観光プロモーション課の出井でございます。よろしくお願いいたします。

本日、同席させていただいております職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼観光ブランド係長の秋本でございます。

○秋本 悟課長補佐兼観光ブランド係長 秋本です。よろしくお願いいたします。

○出井昭悟観光プロモーション課長 よろしく申し上げます。

それでは、着座にて失礼いたします。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、観光プロモーション課所管分について説明させていただきます。

別冊5、23ページ、令和6年度羽生市一般会計補正予算書、事項別明細書、第6目企画費、ふるさと応援寄附事業について申し上げます。

本事業の予算は、寄附者へのお礼の品の調達や品物の送付に係る返礼品事業、並びに

返礼品を選んでいただく入り口となるインターネットサイトの掲載やシステムを利用するための使用料及び広告宣伝や運営サポートに係る委託料などの運営管理費用のほか、当該年度のふるさと応援寄附額のほぼ全額を翌年度の各事業に充当するための積立金で構成させております。

本補正予算は、今年度のふるさと応援寄附額が2億5,000万円から3億2,000万円の増額する見込みとなっておりますので、所要の措置を講ずるものでございます。

歳出額の総額は1億789万円でございます。

それでは、歳出の内訳を申し上げます。

7節報償費2,100万円は寄附をいただいた方へのお礼の品代でございます。

11節役務費455万円はお礼の品の送料並びにクレジットやマルチペイメントシステムの利用に伴う手数料のほか、インターネット使用料、アマゾンの参入に伴いより有利な内容で導入しようとしたために要した手数料でございます。

12節委託料1,190万円は、寄附を受付けるポータルサイトさとふるへの委託料と受領証明書等の発送及び出荷配送システム一元化によるもの、サイトに掲載する画像の編集等に要する委託料でございます。

13節使用料及び賃借料644万円は、インターネットを経由した専用の寄附申込システムの使用料及び広告使用料です。

18節負担金補助及び交付金286万4,000円は、地場産品創出支援事業補助事業を実施するに当たり、不特定多数の方からインターネットを通じて資金を募るクラウドファンディングの方法を利用したことにより、当初予算時の想定よりも多くの寄附額を募ることができたため、所要の措置を講じるものでございます。

なお、本補正のうち208万5,000円につきましては、補正予算書及び説明書の20ページにあります第2表繰越明許費補正追加の表最上段にございます羽生市地場産品創出支援補助事業にありますとおり、次年度に繰越しになるものでございます。

24節積立金6,081万6,000円は、寄附者を選んでいただいた事業を来年度に充当するため寄附金額を基金に積み立てるものです。

寄附金32万円は台湾地震への寄附を目的として40万円を募り、サイト掲載料などの諸経費を除いた寄附額の80%を義援金として寄附したためのものです。

なお、本補正予算の財源はふるさと応援寄附7,000万円及び一般財源

3, 789万円でございます。本補正予算でふるさと応援寄附を充当する対象といたしましては、今年度の地場産品創出支援事業補助事業費の当初予算600万円及び補正予算286万4,000円の合計額886万4,000円、また本年度に実施した台湾地震への寄附金を歳出した32万円とともに、次年度事業に向けた積立金6,081万6000円でございます。

以上、観光プロモーション課所管の増額補正の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 このふるさと応援事業が始まったときに、私多分やっていたので、ちょっと不明な点教えていただければと思います。

寄附の手数料であったり、ポータルサイト委託料であったり寄附業務委託、これはポータルサイトのサポート料でしたかね。寄附業務委託料であったり、またシステム使用料であったりと、何か項目が分けていろいろなところにお金払っているのですけれども、それぞれすみ分けというかその機能ですね、もう少し詳しくちょっと教えていただければよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、寄附をしていただく際に、寄附していただく皆様が寄附に当たって、インターネットを見ていただくわけなのですけれども、その入り口となるインターネットサイトの掲載にかかりまして、そのシステム自体を使うための委託料、使用料というものがございます。これは使用料として請求されているので使用料としてお支払いさせていただくものでございます。

あとは、委託料でございますけれども、委託料につきましては、私ども本市においては中間管理事業者がおりまして、その中間管理事業者のノウハウを生かして、広告宣伝とか運営のサポートをいただいております。これについては全体を委託料ということでくくらせていただいて、委託料で支出させていただいているものでございます。

そのような運営管理費、返礼品管理費用と、そういった大きく2つのものがございまして、そのように構成させていただいております。

なお、先ほど説明したとおり、予算につきましては次年度の事業に充当するものでご

ございますので、構成としたら繰り出しになりますが、返礼品関連費用と運営管理費用、先ほど田口委員がおっしゃられた手数料とか委託料ですね、それに積立金というものが付加されて全体を構成しているというものでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 寄附手数料は、例えば誰に支払うのか。業務委託料が、ポータルサイト使用委託料というは誰に払っているのか、システム使用料は誰に払っているのかというのをちょっと教えていただけますか。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 説明させていただきます。まず、手数料、クレジットの手数料につきましては、それぞれのポータルサイトに払わせていただくものです。それにプラスして予算といたしましては、先ほど申し上げましたアマゾンも初期手数料を伴うというものがございました。これは前払いすることによってそれ以降の手数料が安くなるというものがございます。

そして、ポータルサイトの委託料というものがございます。さとふるであるとか、ふるさとチョイス、その辺のANAであるとか、そういったポータルサイトに関わる委託料、こういったものがございます。

そして、先ほどこれも申し上げました中間管理業者に払う委託料、こういうもので構成されておりまして、使用料につきましては、使用料も同じくポータルサイトに対して払うものでございまして、これもさとふる、楽天等をはじめとしたポータルサイトに払う使用料でございます。

以上が大まかですけれども、それぞれ用途に応じて請求をいただくのでその費目というごとに支出をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ということは、例えば、僕はこれきちんとやったことないので、よく分かっていないのですけれども、例えばさとふるから羽生にふるさと応援するよみtainなやつ入ってきたら、それに対してさとふるに払うし、ほかの業者のあれから来たら、またそちらに払うということで、払うところはそういう運営をしている業者さんに払うものであって、それぞれ使った分だけ払う、そのサイトを通してやってきた数によって

払っているのに幾つかあるけれども、そういったところに払うお金というのがこうやって振り分けられているという理解でよろしいのかという点が1つと、ポータルサイト委託料と業務委託料、それから申込みシステム使用料というのは、それぞれ入ってくる、使ったサイトを経由してそこに対して払うのだけれども、それぞれに対して払うお金がまたさらに細かく分れていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

例えば一括で、ではさとふるさんから来たからどんと払うというものではなくて、それぞれポータルサイト委託料だったり、業務委託料だったり、システム使用料だったりという、その明細があってそれぞれに払うという考え方でよろしいのでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 今おっしゃるとおり、それぞれ従量制によってその使っている、寄附されている額に応じてパーセンテージが決まっていて、それぞれ請求していただいているというものでございます。ですので、これも繰返しになってしまいますけれども、従量制でそれぞれの業者から私どもが契約しているそれぞれの利用者からそれぞれ用途に応じて請求をいただいているという形になっております。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 例えば、その払う金額を比較して、さとふるは高いから来年度以降は使わないとかというふうにしてしまうと、今度は集まるベースが少なくなってしまうので、掲出するところが少なくなってしまうので、結局ふるさと納税やってくれる人が少なくなってしまうので、結局多めに広げて多少その金額、払う手数料に違いがあっても全部受入れてやるというのが、やらざるを得ないというシステムなのか、それともある程度選ぶことはできるのか、もしくは選ばないとしたら、その理由というのがもしあれば教えてください。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 私ども観光プロモーション課では、これまでですね、やはり間口を大きくするという事で対応しておりました。間口を大きくすることで、全国的に、研修とかをやらせていただくのですけれども、そのときに実績として上がってくるのが、間口を広げれば広げるほど、やはりある程度の寄附の増が見込めるというものでございます。

もちろんその中でもそのポータルサイトの力というものがあるので、そこをしっかりと

と吟味させていただいてやらせていただいているというものでございます。

ですので、今のところ選ばなかったことによる機会損失はないように、なるべく間口を広げる。ポータルサイトをしっかりと選別させていただいているという理解でございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 開議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、商工課所管部分について商工課長に説明を求めます。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課長の今成です。同席しております職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 小林です。よろしく願いいたします。

○今成義暢商工課長 よろしく願いいたします。

恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、商工課所管部分につきまして説明を申し上げます。

タブレット端末に示しました別冊5、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の25ページをご覧ください。

まず、第5款労働費のうち、ページ右側の説明欄二重丸、労働施設一般経費12節委託料34万3,000円ですが、こちらは羽生勤労者総合福祉センター、通称ワークヒルズ羽生の指定管理料の増額でございます。指定管理料には光熱水費を含んでおりますが、このたびの原油価格高騰による電気料の増加及び令和6年12月使用分からの水道

料金の改定を受けまして、従来の指定管理料では不足することが見込まれるため、今回補正計上するものです。

次に、参考資料4、補正予算の概要34ページをご覧ください。

ページ右側の積算表をご覧ください。

まず、電気料金の電気料の影響分につきましては29万3,000円です。算出方法ですが、現在の指定管理料の基礎となっている令和2年度と令和6年度の電気料単価の差額から電気料高騰による影響額を算出し、その2分の1を補填するものです。

また、水道料金の増額分につきましては5万円です。これは水道料金改定後の使用料見込額と前年度同月使用料を比較し、差額を補填するものです。これらの金額を合計し、34万3,000円の補正予算増とさせていただきました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑のほうはいかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 先ほど説明のあった補正予算の概要の34ページのところで、増額したのは増額分の2分の1を補正で入れたというお話でした。これは半分にした根拠というのは何かあるのでしょうか。逆に全額入れない理由とかいうのはあるのであれば、ちょっと教えていただけますか。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 半分ということで、折半となった理由ですけれども、協定書の第8条のほうに指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとするがございます。ですので、ワークヒルズ羽生につきましては、指定管理者の毎日興業様と協議を行いまして折半という形になった経緯でございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 毎日興業さんは全額出してくれというのはあまり主張されなかったのですか、その場では。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 協議の場ではそういった声はございませんでした。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時26分 開議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、生涯学習課所管部分について、生涯学習課長に説明を求めます。

生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 生涯学習課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席している職員を紹介させていただきます。

生涯学習係長の前澤でございます。

○前澤有佑生涯学習係長 前澤です。よろしくお願いいたします。

○佐藤友美代生涯学習課長 それでは、恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、生涯学習課所管分についてご説明申し上げます。

別冊5、補正予算説明書の25ページ、説明欄中下段、産業文化ホール一般経費、12節委託料320万4,000円につきましては、羽生市産業文化ホールの指定管理料について、電気料の高騰及び水道料金の改定による影響額を増額するものでございます。

まず、電気料の高騰分につきましては、316万5,000円でございます。算出方法としましては、現在の指定管理料の基礎となっている令和3年度と令和6年度の電気料単価の差額から電気料高騰による影響額を算出し、市と指定管理者で折半としたものです。

また、水道料金の影響分につきましては3万9,000円でございます。水道料金改

定後の使用料見込額と前年度同月使用量を比較し、影響額を算出したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

島村委員。

○島村 勉委員 値上げ率が幾らだったか。その差額、金額は分かりましたか。パーセント。電気料と水道料の。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 先ほど申し上げました基準となる令和3年度と令和6年度を比較しまして、166%値上がりをしております。

以上でございます。

○島村 勉委員 だから、電気と比較、1.66倍ということでしょう。

○佐藤友美代生涯学習課長 失礼しました。1.66倍でございます。

○島村 勉委員 電気と水道。電気が何%、水道がどれだけ。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 失礼しました。水道料金につきましては、43%の値上がりでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 先ほど、生涯学習課の……私は今回あっちのほうで聞いたのですけれども、やはり協議において半分で値上げということを決められたと思うのですけれども、特にその場でもう少し指定管理者のほうから上げてくださいとか、そういった声というのは特に上がってこなかったでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 生涯学習課長。

○佐藤友美代生涯学習課長 今回の協議の考え方というものが市統一の方針として財政課から示されております。これによりますと、電気料上昇影響分を市と指定管理者で折半ということで、今年度に限らず昨年度も同様に算出をしてまいりました。

したがいまして、指定管理者のほうからそれ以上という声は届きませんでした。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 11 時 31 分 休 憩

午前 11 時 32 分 開 議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 10 号、スポーツ振興課所管部分について、スポーツ振興課長に説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。

スポーツ振興係長の高見でございます。

○高見直輝スポーツ振興係長 高見です。よろしくお願いいたします。

○根岸 剛スポーツ振興課長 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第 10 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 10 号）のうちスポーツ振興課所管部分について、ご説明申し上げます。

ページは先ほど同様、補正予算説明書の 25 ページ、一番下の段の説明欄になります。

保健体育施設一般経費、12 節委託料 76 万 2,000 円につきましては、市体育館等の指定管理料について、電気料の高騰及び水道料金の改定による影響額を増額するものでございます。

電気料の高騰分につきましては 65 万 6,000 円でございます。算出方法は現在の指定管理料の基礎となっている令和 4 年度と令和 6 年度の電気料単価の差額から、電気料高騰額による影響額を算出し、市と指定管理者で折半としたものです。

水道料金につきましては、10 万 6,000 円でございます。水道料金改定後の使用量見込みと前年度同月使用量を比較し、影響額を増額するものです。影響額の金額を合計し、76 万 2,000 円の補正予算額とさせていただきます。

以上で説明を終わります。お願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

島村委員。

○島村 勉委員 では、同じく、電気料金の値上げ率と水道料値上げ率をお願いします。

○齋藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 電気料金につきましては、令和4年度と比較しまして

14%の増加。水道料金に関しましては、48%の増加となっております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 電気料が14%、1. 何……

○齋藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 比率で1.14倍になります。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時38分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

税務課長。

○五月女和則税務課長 税務課長の五月女です。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

参考資料4、補正予算の概要31ページをご覧ください。

市税還付金、還付加算金増額について、具体的な内容について申し上げます。

初めに、1、法人市民税の補正予算の内容について申し上げます。こちらは市内の法人1社において相互協議と言われる国と外国税務当局との国際的な二重課税に関する協議の合意がされたことにより、平成25年度から平成29年度における国の法人税の減額更正が行われたことから、この法人税を基に計算を行う法人市民税につきましても更正を行う必要が生じ、その差額について還付を行うものです。

これに伴う還付金の額は1,575万7,600円となります。なお、この還付金に伴う還付加算金につきましては、地方税法の規定により発生しないこととなります。

次に、2、固定資産税、都市計画税の補正予算の内容について申し上げます。

こちらは昨年10月に法人の税務代理人から、法人が所有する平成9年建築の家屋1棟の構造について、登記は鉄骨造であるが、課税は鉄骨鉄筋コンクリート造とされていることから、構造区分を修正していただきたいとの申出を受け、税務課では資料の確認と現地調査などを実施いたしました。

この結果、平成9年の建築当時、本来は鉄骨造とすべき構造を鉄骨鉄筋コンクリート造と誤って固定資産税課税台帳システムに登録していたことが判明しました。この構造を誤登録したことにより、当該家屋の経年減価を反映させるために定められた経年減点補正率が異なることから評価額を修正する必要が生じ、固定資産税と都市計画税が減額となりました。

これに伴う還付金及び還付加算金の額は現年度分を含め、総額2,752万7,500円となります。このうちの補正予算分として、平成17年度から令和5年度までの還付金が2,239万9,300円、平成17年度から令和6年度までの還付加算金が278万2,600円となります。また、現年分となる令和6年度分の還付金につきましては、現年度の歳入から納税者に返還となることから補正予算計上しておりませんが、234万5,600円でございます。

なお、こちらは地方税法、羽生市市税等返還金支払要綱に基づき20年間溯って還付することとなります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 2番目、固定資産税、都市計画税の内容修正が必要になった件ですけれども、やはりそもそもどうしてこんなことが最初に起きてしまったのか、その理由について教えてください。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 原因につきましては、平成9年当時、固定資産のシステムに登録することが誤っておりましたが、こちらはシステムのエラーというものが構造につきまして発生するものではございません。そのため、やはり人為的に今回、本来鉄骨造とすべきところ、鉄骨鉄筋コンクリート造と誤って入力したことが一番の原因だと考えております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 今のご説明だと、入力ミスですかね。例えば、今現在、新規で建物が建った場合に、どういうふうな手順、手続でそのシステムに登録をするのか、それで当時はどういうふうなやり方でやっていたのかということをごちゃと教えていただけますか。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 まず、現在の方法ですが、このような構造の登録につきましては、直接私たちの手元にあるパソコンのほうで入力しております。平成9年当時ですと、直接市の職員がまず入力するのではなく、市の職員が構造は鉄骨造であるとかの資料を作成しまして、それをシステム会社に送付いたします。システム会社のほうで入力し市のほうに戻していただいて、最後に市の職員が確認するという流れでしたが、27年前のお話ですと、どの時点で入力のほうが誤ってしまったのかというものは不明でございますが、最終的に、市の職員が確認すべきものでしたので、この確認が怠っていたのか、そもそも届出を出したときに鉄骨鉄筋コンクリートとして誤って出していたのか不明でございますが、最終的には市の職員が全て確認しているものでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 地方税法の規定だと、やはり20年までしか遡れないということで、それより前のほうは申し訳ないけれども返さなくてもいいということになるのかなと思

います。

その仮定で言うと、それでこの法人さんが納得するのちょっと分からないですけども、何と対応されているのかも少し何か言っていることがあれば、ちょっとお聞きしたいのが1点。

それから、どうでしょう、こういった事案は今後も出てくる可能性はあるのでしょうか。当時とシステム、やり方が違うというのは分かりました。いつぐらいから今のシステムになったのか。今のシステムだと、こういった人為的ミスというのは基本的には起きないものになっているのか。ということをお聞きいたします。お願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 まず、20年還付につきましては、地方税法につきましては5年となっておりますが、羽生市で要綱を作成しております、国家賠償法を根拠にし、20年まで遡れるようになっております。

また、今回、システムのほうはいつ頃、現行のシステムに変わったのかというのにつきましては、把握しておりませんが、今のシステムであっても、鉄骨造、または鉄筋コンクリート造と誤って入力したとしても、それはあくまで構造でありますので、この建物が鉄骨鉄筋コンクリートではないということはシステムのほうでは判断しませんので、最終的には人の目でしっかり見て判断せざるを得ない部分だと思えます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ということは、今後もやはりこういった事案というのはあり得ない話ではないという理解でよろしいですかね、というところと、この件に関して、まだその法人さんには通知は行っているのでしょうか。それに対して、その法人さんの反応というのがもしあれば、ここもちょっと教えていただけたらと思えます。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 このような過ちが今後もあるのかというお話ですが、過去の入力したものにしましては、私たちとしましては、なかなかそこまで溯って調査することは現実的に難しいと思っております。そのため、今後、このようなことがまず起きないように、チェック体制のほうをしっかりと取りまして、今いる職員がこういう誤りを起こさないようにしていくことが税務課として必要だと思っております。

相手方のほうには、事前に私たちのほうから予定という形で、今回このような誤りがあったということで、既に文書のほうでお知らせしております。相手方のほうから特段20年以上の還付につきましてのご質問であったり、要求はございませんでした。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 最後です。今回、これが反映した、多分ちょっと説明があったと思うのですが、相手方の何か代理人の方から請求というか申出があって発覚したというふうな説明があったと思います。

私たち自身も固定資産税払っている以上、やはりそこはきちんとチェックすべき、実施分の責任もあるのだなというのは、今回ちょっと理解したのですけれども、もう一回、どういった理由から発覚したかもし分かっている範囲で教えていただけたらと思います。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 まず、相手方の代理人のほうに、私たちのほうから、どのような理由でこれが発覚したのかということについては伺っておりません。

今回、やはり家屋の所有者の方が、固定資産の誤りを確認するには、方法としましては、毎年4月に発送しております納税通知書の中に課税明細書が同封されています。そこには、所在地であったり、あと構造、建築年、床面積等が記載されております。

この相手方の代理人の方も、そちらを見て登記と比較して、登記は鉄骨造、課税は鉄骨鉄筋コンクリートだということを確認されたものと思われます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 これは大きい会社ですね、かなりね。だから、例えば今、これで見れば法人へ還付のほうが年間300万円とかということでしょう。普通の固定資産税の還付金が年間十何年、27年ぐらいなんて言ったんだっけ、そのぐらいというと年間8万円かい、80万円かね、80万円だね、年間ね。だからそのぐらいの大きいということは、会社がそれなりの大きいからあまりね、あまりということはないけれども、ということだと思ふのね。

発覚、発覚というか、その会社があまり経営がよくないということはないけれども、それなりのあれがあると精算するよね、多分ね。ということですか。

○齋藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 おっしゃるとおり、こちらの法人市民税と2番目の固定資産税、都市計画税の法人につきましては、実際別法人になりますが、固定資産税のほうにつきましても体力のある会社になります。委員おっしゃるように、やはり体力のない会社さんにとって、このような誤りがあると、非常に会社の経営に及ぼすことがございますので、このようなことがないように、もう一段気を引き締めて行いたいと思います。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時57分 開議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、財政課所管部分について、歳入から第3条まで合わせて財政課長に説明を求めます。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

財政課財政係長の高橋でございます。

○高橋あい財政係長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）の歳入のうち財政課所管分と市債についてご説明させていただきます。

別冊5、補正予算書の22ページになります。

第19款繰越金における前年度繰越金1億2,866万円になります。これは前年度決算において生じた繰越金を特定財源との充当差額分として繰り入れるものとなります。

次に、第21款市債4,900万円の減額になります。これは岩瀬土地区画整理組合への補助金のうち、令和6年度国庫補助対象事業の国庫補助額が確定したことに伴い、併せて市債の減額としたものでございます。

21ページに移らせていただきます。

第3表地方債補正につきましてご説明いたします。

地方債補正につきましては、先ほどご説明させていただきました市債の歳入補正と同様の理由によるものです。

まず、変更につきましては、岩瀬土地区画整理組合活動支援事業債を2億530万円に、利率の条件を年3.5%以内に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 国庫補助額が減額したがために減少したということの説明だったのですけれども、なぜ減らされてしまったのでしょうか、その理由を。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 岩瀬の土地区画整理組合への補助金の国庫補助分につきましては、毎年度国の国交省の補助金で社会資本総合整備交付金というものがございます。その社会資本総合整備交付金につきましては、例年、申請額どおりにはちょっと頂けていなくて、実際に決定額としては割り落とされてしまっているという現状がございます。令和6年度につきましても、割り落とされたような形で出てきている中で、それに併せて割り落とされた部分については、基本的には先送りできるものは先送りして、次年度以降、補助がついたらやっていくというようなスタンスでやっている中で、事業のほうを進めているところでございます。

なので、割り落とされた、なぜ今回我々のほうが割り落とされたことに対する、ちょっと積み上げまではちょっと分かってはいないのですが、基本的には国の予算の中で行っている中で割り落とされたというふうに理解しております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 それはやはり国の判断とか、国の持っている予算によるから仕方ない

ものなのか、例えば、もちろん申請に対してそれを超える額が出てくるということはまずあり得ないと思うのですけれども、何ですか、このままどんどん縮小、減らされていく傾向にあるものなのか、それとも何か例えば羽生病院がまた増設ではなくて、何か増やすよとか、大きな産業がやって来るよみたいなのがあれば、またその減らされる分がちょっと減るというのですか、申請どおりに通る割合が多くなるとか、そういったことも考えられるのでしょうか、そこら辺の見通しをちょっとお聞かせください。

○齋藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、ちょっとはっきりした見通しは、まず分かり得てはないです。ただ、割り落とされる仕組みとしては、基本的に国の予算を超えた額で地方自治体から区画整理をやりたい、区画整理を進めたいという要望額のほうが、国の予算額よりも多い、多い中で国のほうで各自治体の何かしらちょっと恐らく査定をした上で割り落とされているのだと思われま。

なので、国の補助金のほうが例えばなのですが、増えていけば当然地方の要望って分かってくるので、より私たちのほうも要望どおりにつく可能性は、高くなる可能性は高いのかなと思います。

やはり過去でいきますと、社会資本総合整備交付金というの、やはり国の3か年の国土強靭化事業とか国が何兆円とかと打ち出したときには、やはりつきやすい状況もあったので、やはりちょっとどちらかという、国の状況次第の部分が大いのかと思います。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 討論はよろしいでしょうか。

では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○斎藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 零時07分 休 憩

午後 零時07分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本委員会への付託事件は、審査は終了いたしました。

この際、申し上げます。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって予算審議は閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 零時07分 閉 会